

改正案	現行
<p>（一括清算と破産手続等との関係）</p> <p>第三条 破産宣告、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定（以下この条において「破産宣告等」という。）がなされた者が、一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行っていた金融機関等又はその相手方である場合には、当該基本契約書に基づいて行われていたすべての特定金融取引についてこれらの者が有する次の各号に掲げる法律に規定する当該各号に定める財産又は債権は、当該破産宣告等に係る一括清算事由が生じたことにより、それぞれ、当該破産宣告等がなされた者が当該約定に基づき有することとなつた一の債権又はその相手方が当該約定に基づき有することとなつた一の債権とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の更生手続開始の時に株式会社若しくは同法第二条第二項に規定する協同組織金融機関若しくは同条第六項に規定する相互会社に属する財産又は更生債権</p>	<p>（一括清算と破産手続等との関係）</p> <p>第三条 破産宣告、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定（以下この条において「破産宣告等」という。）がなされた者が、一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行っていた金融機関等又はその相手方である場合には、当該基本契約書に基づいて行われていたすべての特定金融取引についてこれらの者が有する次の各号に掲げる法律に規定する当該各号に定める財産又は債権は、当該破産宣告等に係る一括清算事由が生じたことにより、それぞれ、当該破産宣告等がなされた者が当該約定に基づき有することとなつた一の債権又はその相手方が当該約定に基づき有することとなつた一の債権とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の更生手続開始の時に株式会社若しくは同法第二条第二項に規定する協同組織金融機関に属する財産又は更生債権</p>